

議長（明和善一郎君） 2番 杉田雅史君。

2番（杉田雅史君） 杉田でございます。

私は4月の村議選におきまして、地区の皆様方の温かいご支援により、無投票ではございましたが、初めて村議会議員に当選させていただきました。

今後、何かとご迷惑をおかけするかとと思いますが、一生懸命務めてまいります。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私からは、舟橋村における空き家対策についてお尋ねしたいと思います。

この件につきましては、これまでも先輩議員が幾度となくご質問されており、またかというふうになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

当村における空き家対策につきましては、国に先駆け昨年4月に、舟橋村空き家等の適正管理に関する条例が施行されているところです。空き家につきましては、その管理が行き届かないことにより、その地域の防災上、衛生上、また景観を損ねるという問題が懸念されているところでございますが、本条例施行後1年が過ぎ、これまでの検証という意味も込めまして、現在までの間において、空き家等が管理不全の状態地域住民の方々に影響を及ぼすという事例はあったのでしょうか。

また、あったとして、その具体的な内容並びにそれらについての村としての対応についてお聞きしたいと思います。

また、舟橋村空き家情報バンク設置要綱、舟橋村セカンドライフ住宅取得支援事業補助金交付要綱及び舟橋村空き家再生等推進事業補助金交付要綱が平成24年に施行され、3年が過ぎましたが、現在までの利用状況についてお聞きしたいと思います。

特に、空き家情報バンクにつきましては、民間の不動産業者が多くの中古物件を扱っていることから、登録していただける方も少なく、利用さえしていただければうまくマッチングできた事例もあるんでなかろうかという話も聞きますので、情報が適切に集まり、その情報を村の内外の人が見ていただくなど、利用しやすい環境のもと利用促進が図られるようご検討いただきたいと思います。

この空き家対策というのは、皆さんお考えのとおり、危険や不衛生等の処理という後ろ向きな事案への対応という面は当然でございますけども、宅地造成等を行わなくても、リフォームさえすれば住民になれるという新たな人口増加対策として、また、建て壊すだけではなく、安価な住宅としての空き家の位置づけは、今後当村にとりましても行

うべき重要な課題であると私自身は認識しているところでありますので、引き続き踏み込んだ話となっていくことを期待しております。

さらに、あと1点、先日、国において空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、各市町村においては空家等対策計画を策定することとなっておりますが、当村において今後どのように行っていくのかお聞かせを願いたいと思います。

またあわせて、この法律に含まれております固定資産税の課税台帳との照合による所有者の特定や固定資産税の減額措置の解除等、当村条例にもあります調査、助言、指導、勧告、命令等以外の条項も盛り込まれておりますが、この特措法施行以降の当村における今後の対応についてお聞きしたいと思います。

何分にも新米議員なもので、何を言っているかわからないところもあったかと思いますが、今後勉強させていただくということでご容赦をいただき、私からの質問とさせていただきます。

議長（明和善一郎君） 生活環境課長 吉田昭博君。

生活環境課長（吉田昭博君） 2番杉田議員の空き家対策のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の空き家対策についてですが、本村におきましては平成24年4月に、空き家の有効活用による地域の活性化を図る目的で、舟橋村空き家情報バンク設置要綱を制定いたしました。

その後、所有者への意向調査や現地調査などを実施いたしまして、同年8月時点では空き家の件数が13件、空き地につきましては12件あり、そのうち情報バンク登録が5件であります。ここの空き家情報バンクにつきましては、あくまでも所有者が個人であるというふうなことを条件に設置しております。

また、同年24年の9月から庁舎内に住宅相談窓口を開設いたしました。空き家対策等の実績について申し上げますと、まず住宅相談窓口での相談件数は、空き家、空き地等の提供、耐震診断や住宅改修等の相談を含めまして、平成24年度が12件、平成25年度が21件、平成26年度が23件でありました。

次に、情報バンクをもとにした実績であります。空き家住宅を地域資源として再生して活用するための空き家再生等推進事業を活用いたしまして、平成24年度に富山型サービス「むらのなか」を整備しております。

また、村への定住を目的とした住宅購入や改修のための費用補助を行うセカンドライフ住宅取得支援事業といたしましては、平成24年度、平成26年度にそれぞれ1件ずつの実績がありますが、空き家バンクへの情報登録を希望する方が少なく、今後も空き家の所有者に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

また、平成26年4月から施行されました空き家等の適正管理に関する条例についてであります。この条例の規定では、空き家等の適正な管理や助言、指導及び勧告を行うものとし、必要な場合は氏名の公表や必要な措置を講ずるとしております。

一方、空き家や空き地の管理については、村のほうで毎年1回現況調査を実施いたしまして、管理が不十分と判断されるものについては、文書通知等による指導を行っております。

議員ご指摘の空き家で、これまでに地域住民の生活環境に影響を及ぼしたものについてはございませんが、管理不全の空き家は存在いたしますので、今後も指導、勧告等を実施してまいりたいというふうに思います。

また、ことしの4月から、新たに舟橋村老朽化空き家等除去支援事業費補助金交付要綱を制定しまして、老朽化した空き家に対して、100万円を上限に除去費用の2分の1を補助することとしております。

次に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の取り扱いについてであります。法律では、国の指針に基づいた市町村における空き家等対策計画の策定や協議会の設置を求めています。

また、倒壊のおそれがあったり衛生上有害であるなどの空き家を「特定空き家」とし、それらについての立入調査や指導、勧告、命令、代執行が行えるようになりました。

さらに、特定空き家として勧告された土地につきましては、固定資産税の住宅用地の特例、住宅の用に供された土地のうち200平米までの部分については6分の1、それを超える部分については3分の1となる制度がなくなることとなります。そのため、この特例が外れることによって、固定資産税が最大で6倍となることとなります。

この特例法の施行を受けまして、本村でも、空き家等の対策計画の策定や協議会の設置を検討してまいりますが、環境維持の観点のみだけでなく、議員が先ほど申し上げられたとおり、空き家を人口増につなげることを主眼に置いた取り組みもあわせて考察してまいりたいというふうに考えております。

また、この取り組みにつきましては、今月6月に立ち上げます地方創生の舟橋村創生

プロジェクト総合推進会議の中でも検討してまいることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。